

(墓地の管理)

第4条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者がその責任を負う。

お供え物等は参拝後、各自持ち帰ること。

- 2 墓地の環境整備その他の管理(前項に規定するものを除く)については天明寺がその責任を負う。
- 3 使用者は、他の使用者の迷惑にならないよう十分注意をして使用・管理しなければならない。

(管理料)

第5条 天明寺は、前条第2項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年管理料を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。

- 2 天明寺は、物価の変動等により、当該時点における管理料によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、又はその確実な見込みが生じたときは、管理料を改定することができる。
- 3 前項の場合においては改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(使用者の地位と承継)

第6条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに別に定める様式による地位承継届出書に住民票の写しを添えて天明寺に届出を行うものとする。

- 2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しない場合には、書面をもって天明寺にその旨を届け出るものとする。
- 3 前項の場合においては、祭祀承継者は定められた期日までに自己の責任において、墓地内の施設・設備・墓石・祭祀用具・焼骨等その他全てのものを撤去して墓地を天明寺に引き渡さなければならない。

(使用者による契約の解除)

第7条 使用者は、書面をもっていつでも契約(使用権の放棄を含む)を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、使用者は既に支払った永代使用料及び管理料の返還を請求することはできない。ただし、墓所に墓石の設置を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に永代使用料を納付しているときは、契約後6ヶ月以内に契約の解除をする場合に限り、天明寺は、当該使用料の50%に相当する額を返還するものとする。
- 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年度の管理料を納付していないときは、使用者は当該年度の管理料を支払わなければならない。

(天明寺による契約の解除)

第8条 天明寺は、使用者が永代使用料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、天明寺は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。
 - 一 3年間管理料を支払わなかった場合
 - 二 第2条第3項に規定する使用目的に違反して墓所を使用した場合
 - 三 第2条第4項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合
 - 四 第4条第3項の規定に違反して、他の使用者に対し被害発生や迷惑防止等の作為・不作為があり、天明寺からの注意等によっても使用者の行為が改まらない場合

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第9条 本契約は次に掲げる場合に終了するものとする。

- 一 第6条第2項の届出があったとき
- 二 前二条の規定により契約が解除されたとき
- 2 契約が終了したときは、使用者であったもの又はその祭祀承継者(次項及び第4項において「元使用者等」という)は速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨等を引き取るものとする。

